

第71号議案

令和5年度 大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月19日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾施設整備事業費			千円 350,000
	1 港湾施設整備事業費		350,000
		港湾機能施設整備事業費	350,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
大分港大在コンテナターミナル管理運営委託料	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	千円 280,770